

## 芦屋市職員の厚生制度に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第2条 互助会は、本市に常時勤務する職員、公益法人等への芦屋市職員の派遣等に関する条例（平成14年芦屋市条例第6号）第2条第1項の規定による派遣をされた職員、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員のうち1週間当たりの勤務時間が31時間の者及び法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員のうち1週間当たりの勤務時間が29時間の者（以下これらを「会員」という。）をもつて組織する。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 法第22条第5項に規定する臨時的任用職員</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号に規定する臨時的任用職員</p> <p>(3) 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項に規定する臨時的任用職員</p> <p>(4) 兵庫県学校厚生会に加入する教職員</p> <p><u>(5) 市立芦屋病院に在籍する職員</u></p> <p><u>(6) その他市長が定める職員</u></p> <p>(市の負担金)</p> <p>第7条 市は、互助会の事業に要する費用に充てるため、毎年度予算の範囲内で負担金を交付する。</p> <p>2 前項の負担金は、会員の給料等の総額を標準として算定するものとし、給料等の総額に対する負担金の割合は、<u>1000分の4</u>とする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 互助会は、本市に常時勤務する職員、公益法人等への芦屋市職員の派遣等に関する条例（平成14年芦屋市条例第6号）第2条第1項の規定による派遣をされた職員、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員のうち1週間当たりの勤務時間が31時間の者及び法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員のうち1週間当たりの勤務時間が29時間の者（以下これらを「会員」という。）をもつて組織する。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 法第22条第5項に規定する臨時的任用職員</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号に規定する臨時的任用職員</p> <p>(3) 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項に規定する臨時的任用職員</p> <p>(4) 兵庫県学校厚生会に加入する教職員</p> <p><u>(5) その他市長が定める職員</u></p> <p>(市の負担金)</p> <p>第7条 市は、互助会の事業に要する費用に充てるため、毎年度予算の範囲内で負担金を交付する。</p> <p>2 前項の負担金は、会員の給料等の総額を標準として算定するものとし、給料等の総額に対する負担金の割合は、<u>給料等に対する掛金の割合と同じ割合</u>とする。</p>